

平成22年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、農林漁業者等が策定したプロジェクト計画の実現に必要な支援を行うことにより、農林水産業の活性化を図り、農林水産業を起点とした産出額の増大を図るため、市町村が農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱（平成22年3月18日付け生技第1386号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施主体が行う事業について市町村が補助金を交付する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該市町村に対し補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、プロジェクト計画の目標の実現に必要な事業であって、実施要綱第5の6により知事の承認を受けた事業実施計画に基づくものに要する経費（土地の取得及び賃借に係る経費及び人件費を除き、ソフト事業にあっては、別表に掲げるものに限る。）とし、補助金の額は経費の3分の1以内に相当する額とする。

(補助金交付申請書)

第3条 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）

2 市町村の長は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(条件)

第4条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止若しくは廃止又は新たな事業の実施
- (2) 実施主体の変更
- (3) 事業費の20%を超える増減
- (4) 事業を実施する地の変更
- (5) リース条件の変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について知事の承認を受けようとする場合は、補助事業計画変更承認及び変更交付申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書(別記様式第4号)を提出しなければならない。

(状況報告書)

第5条 補助事業状況報告書は、知事が別に定める日の状況を記載した事業実施状況調書(別記様式第5号)を添付して翌月の11日までに提出しなければならない。ただし、当該期日までに補助事業が完了したものについては、補助事業実績報告書の提出をもって代えるものとする。

2 市町村の長は、前項の補助事業状況報告書の提出に当たっては、各事業実施主体の現地確認を行うものとする。

(実績報告書)

第6条 実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は平成23年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支精算書(別記様式第2号)
- (3) 事業実施に伴う証拠書類(契約書、帳簿、通帳、領収書等)の写し及び事業実施状況写真

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村の長は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書きに該当した各事業実施主体について補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還するものとする。
- 4 市町村の長は、第1項の実績報告書の提出に当たっては、各事業実施主体の現地確認を行うものとする。

（概算払）

第7条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（帳簿の備付け等）

第8条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（財産処分の制限）

第9条 この要綱により補助金を受けて取得した取得価格が30万円以上の機械器具及び施設は、規則第22条第2号及び第3号に規定する知事が指定する財産とする。

（書類の提出）

第10条 この補助金に関して、市町村の長が知事に提出する書類は、所轄の総合支庁に提出しなければならない。

附 則 この要綱は、平成22年3月18日から施行する。

別表

区 分	内 容
旅費	当該事業の実施に必要な最小限の旅費
報償費	謝金
需用費	燃料費（自動車等の燃料費） 印刷製本費 修繕費（資材類の修繕費）
役務費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費）
使用料及び賃借料	自動車、会議用会場、物品等の使用料及び賃貸料
物品購入費	当該事業の実施に直接必要な資材類の購入費
委託料	当該事業の実施に直接必要な研究、開発等の委託費

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施計画（実績）書

1 事業の実施計画

プロジェクト名	実施主体名	分野	事業の内容 〔 施行箇所設置場所 工種、施設区分 構造、規格、能力 等 〕	事業量	単価	事業費	負担区分			工期		備考
							県補助金	市町村費	その他	着工(予定) 年月日	竣工(予定) 年月日	
					円	円	円	円	円			
						合計						

(注) 1. 「分野」には、土地利用型作物、園芸、畜産、水産、林業のほか、農林水産物の加工や農林水産業関連サービス、直接販売などに区分する。
 ただし、農林水産物の加工、農林水産業関連サービス及び直接販売の場合は、更に土地利用型作物、園芸、畜産、水産、林業のいずれに区分されるのかをカッコ書きで記載する。
 2. 「備考」欄には、農業改良資金、農業近代化資金又は日本政策金融公庫資金の借入れを計画している場合の「資金名」及び「借入金額」を記入すること。

2 補助事業に要する（した）経費（県補助金と市町村費の合計費）

3 事業完了（予定）年月日

4 添付書類

- (1) 市町村費の根拠となる当該市町村の補助金交付に関する規程又は要綱（補助金交付申請時）
- (2) 事業費精算額に係る領収証書の写し等の挙証資料（実績報告時）
- (3) 施設リースにあつては契約書の写し（実績報告時）

収 支 予 算 (精 算) 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
農林水産業創意工 夫プロジェクト支 援事業		
合 計		

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

市 町 村 長



平成22年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定があった標記補助事業について、下記のとおり計画変更したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により申請する。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 事業の内容及び経費の配分
(別記様式第1号に準じて作成のこと。)
- 3 収支予算書
(別記様式第2号に準じて作成のこと。)

- (注) 1 補助金の額が増額する場合は、件名の「平成22年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業計画変更承認申請書」を「平成22年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業計画変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり計画変更したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により申請する。」を「下記のとおり計画変更したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 2 関係書類は、補助金の交付決定通知がなされた事業の内容及び経費の配分とを比較対象できるよう両者を二段書きとし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

山形県知事 殿

市 町 村 長



平成22年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業
遂行状況報告書

山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により、補助事業の遂行について指示を受けたいので、下記のとおり補助事業遂行状況報告書を提出する。

記

- 1 予定期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった理由
- 2 遂行状況

地 区	事 業 種 目	事 業 実 施 主 体	年 間 計 画			遂 行 状 況					差 引 残 事 業			
			事 業 量	事 業 費	県 補 助 金	事 業 量	事 業 費	県 補 助 金	出 来 高	確 認 年 月 日	事 業 量	事 業 費	県 補 助 金	完 了 予 定 年 月 日
				円	円		円	円	円			円	円	

事業実施状況調書

プロジェクト名	地区名	事業実施主体	事業種目	事業内容	交付決定額 県補助金	計画		出来高		進捗度	残高		備考
						事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)	(B) / (A)	事業量	事業費	
					円		円		円	%		円	

番 号
年 月 日

山形県知事

殿

市 町 村 長



平成22年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知があった平成22年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業について、平成22年度農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 山形県補助金等の適正化に関する規則第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。